

道内の地方公務員の懲戒処分等の状況

令和4年地方公務員制度実態調査に基づき、道内の市町村(札幌市を除く)及び一部事務組合等の職員に係る懲戒処分等の状況をまとめました。

【R3】令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間の状況

【R2】令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間の状況

1 懲戒処分者の状況

(単位：人)

処分の種類	免職		停職		減給		戒告		合計		訓告等	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
一般服務違反等関係	2	4	5	5	33	34	36	35	76	78	215	259
交通事故・交通法規違反	8	13	17	26	45	52	50	64	120	155	641	808
公務外非行関係	4	4	7	7	3	2	1	4	15	17	13	11
収賄等関係	2	4	2	1	0	0	0	0	4	5	1	0
給与・任用関係	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	2
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
監督責任	0	0	0	0	8	9	9	12	17	21	231	252
合計	16	25	31	40	90	97	96	115	233	277	1,101	1,335

※1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいう。

2 「訓告等」とは、訓告のほか、嚴重注意、説諭など、実質的に制裁を伴わない矯正措置をいう。

2 分限処分者の状況

(単位：人)

区分	免職		降任		休職		降給		合計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
勤務実績がよくない場合	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
心身の故障の場合	2	1	4	1	864	1,228	0	0	870	1,230
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	3	1	0	0	0	0	3	1
職制等の改廃により過員等を生じた場合	78	0	0	0	0	0	0	0	78	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	3	1	0	0	3	1
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
合計	82	3	8	3	867	1,229	1	0	958	1,235

※ 分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいう。

3 刑事処分者の状況

(単位：人)

処分の種類	懲役		禁固		罰金		科料		合計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
交通事故による場合	0	0	0	0	22	18	1	6	23	24
その他	1	0	0	0	2	1	0	0	3	1
合計	1	0	0	0	24	19	1	6	26	25

※ 「その他」は、収賄、横領、傷害等をいう。

4 汚職事件等について

区 分	R3		R2	
	件数(件)	職員数(人)	件数(件)	職員数(人)
横領	5	5	6	6
収賄	0	0	0	0
詐欺	1	1	0	0
公文書偽造	0	0	0	0
その他	2	2	0	0
計	8	8	6	6